

○扶桑町公共工事の前金払取扱要綱

平成5年3月25日要綱第17号

改正

平成15年4月14日訓令第26号  
平成18年6月7日訓令第37号  
平成21年3月31日要綱第17号  
平成22年3月30日要綱第16号  
平成23年3月28日要綱第22号  
平成24年12月21日要綱第29号  
平成25年3月29日要綱第3号  
平成26年3月28日要綱第7号  
平成28年3月31日要綱第12号  
平成29年3月30日要綱第11号  
平成30年12月21日要綱第38号  
令和3年8月20日要綱第139号  
令和4年3月29日要綱第24号  
令和6年3月29日要綱第18号

扶桑町公共工事の前金払取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、扶桑町が発注する公共工事に係る工事請負業者の調達資金の安定化を図り、公共工事の円滑かつ適正な施工を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条並びに扶桑町契約規則（昭和59年扶桑町規則第17号）第54条及び扶桑町下水道事業の財務に関する特例を定める規則（平成30年扶桑町規則第27号）第32条第3号の規定により前金払に関する取扱について定めるものとする。

(対象工事及び制限)

**第2条** 前金払の対象とすることができる工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項で規定する公共工事（土木建築に関する設計、調査、測量及び監理を含む。）のうち、1件の契約金額が300万円を超え、かつ工期が60日を超えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(前金払の額)

**第3条** 前金払の額は、契約金額に100分の40を乗じて得た額（土木建築に関する工事の設計、調査、測量及び監理については契約金額に100分の30を乗じて得た額）以内とする。ただし、1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(2年度以上にわたる契約における前金払)

**第4条** 継続費に係る2年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に応じた出来高予定額に対してすることができる。

2 繰越明許費（事故繰越も含む。）に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。

3 債務負担行為に係る2年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の出来高予定額に対してすることができる。

(対象及び割合の明示)

**第5条** 前金払の対象となる工事及び前金払の割合については、入札条件（見積条件も含む）として、あらかじめ入札参加者に対し、これを明示するものとする。

(支払)

**第6条** 前金払は、法第5条第1項の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と法第2条第5項に規定する前払金の保証について保証契約を締結した保証証書を寄託させ、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(契約金額の変更に伴う増減)

**第7条** 工事内容の変更、その他の理由により契約金額（継続費及び債務負担行為に係る場合については、当該年度の出来高予定額。以下同じ。）を増額した場合は、増額後の契約金額を基に第3条により求める額から、支払済の前金払の額を差し引いた後の額以内の額を前金払することができる。

2 工事内容の変更、その他の理由により契約金額を減額した場合は、受領済の前払金額が減額後の契約金額の100分の50（中間前払金の支払を受けているときは100分の60）を超えるときは、その超過額を返還しなければならない。

3 前2項において、契約残工期が30日未満のときは、前金払の額の増減は行わないものとする。

4 第1項において、第2条第2項の規定を準用する。

(返還)

**第8条** 前条第2項の規定のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 前払金を当該公共工事以外の目的に使用したとき。

(2) 法第5条に規定する保証事業会社との間の保証契約が解約されたとき。

(3) 当該工事の契約が解除されたとき。

2 前項の場合において、前金払を受けた日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき前金払の額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た利息（100円未満切捨て）を付するものとする。

## 附 則

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に締結した契約については、適用しない。

## 附 則（平成15年4月14日訓令第26号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

## 附 則（平成18年6月7日訓令第37号）

この要綱は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成21年3月31日要綱第17号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月30日要綱第16号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年3月28日要綱第22号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年12月21日要綱第29号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年3月29日要綱第3号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年3月28日要綱第7号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月31日要綱第12号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月30日要綱第11号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年12月21日要綱第38号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年8月20日要綱第139号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

**附 則** (令和4年3月29日要綱第24号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則** (令和6年3月29日要綱第18号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。